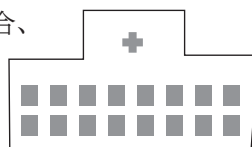


インフルエンザ予防接種を受けましょう

町では、10月から小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の助成をします。
対象の方には予診票を郵送します。予診票を持参せずに直接医療機関を受診された場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。



▶助成期間 令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)

| 小児インフルエンザ予防接種 (任意接種) | 高齢者インフルエンザ予防接種 (定期接種) |
|--|--|
| <p>▶対象 町内に住所を有し、助成期間内に1歳以上 中学3年生まで</p> <p>▶助成額及び回数 1回につき1,000円を助成(2回まで)</p> <p>※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。</p> <p>▶受け方 ①医療機関一覧(予診票に同封してあります)にある医療機関へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票と母子健康手帳をご持参ください。</p> <p>▶予診票 対象者には郵送します。</p> | <p>▶対象 町内に住所を有し、接種日に下記に該当する方</p> <p>① 65歳以上の方 ※昭和31年10月1日以降に生まれた方は、65歳の誕生日の前日から接種できます。</p> <p>② 60歳から65歳未満で特定の障害のある方 身体障害者手帳(内部機能障害)1級に相当する方</p> <p>▶助成額及び回数 2,000円を助成(1回限り)</p> <p>※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。</p> <p>▶受け方 ①県内の医療機関(茨城県医師会協力医療機関)へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票と被保険者証をご持参ください。</p> <p>▶予診票 対象者には郵送します。</p> |

新型コロナワクチンを受ける場合、接種日の前後2週間はインフルエンザ予防接種を受けられませんのでご注意ください。

また、下記に該当する方には予診票を発行しますので、健康増進課までご連絡ください。

- ①予診票を紛失された方 ②9月以降に転入された方 ③昭和32年1月生まれの方で助成を希望する方

【問合せ先】健康増進課(ゆうゆう館内保健センター) ☎029-240-7134(直通)

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です
※下記の支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要です

■対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方 ※以下の要件をすべて満たしている必要があります
 - ・65歳以上である
 - ・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方 ※以下の要件を満たしている必要があります
 - ・前年の所得額が「472万1千円+扶養親族の数×38万円」以下である

■請求手続きをお願いします

新たに年金生活者支援給付金を受給できる方

受給の対象となる方には、8月下旬以降順次、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき【年金生活者支援給付金請求書】に記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

これから年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険課(5番窓口)で請求手続きをしてください。

【問合せ先】ねんきんダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)
水戸南年金事務所 ☎029-227-3278
茨城町 保険課 医療年金グループ ☎029-240-7113(直通)

事業者の方へ

消費税の仕入税額控除の方式として

適格請求書等保存方式が導入されます

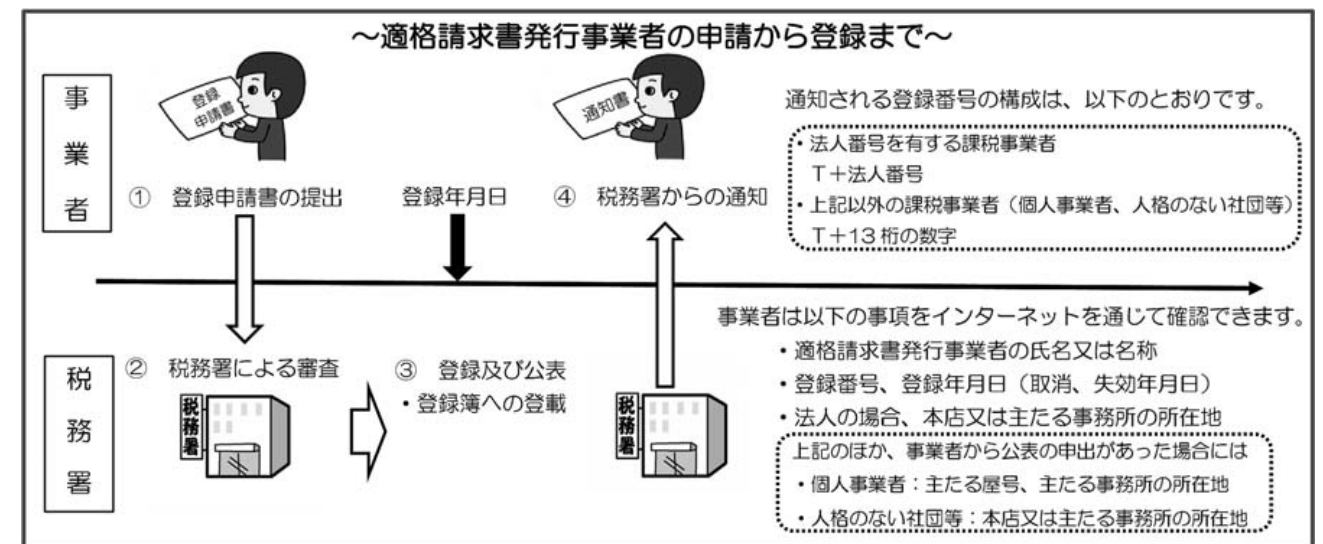
令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。
※請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

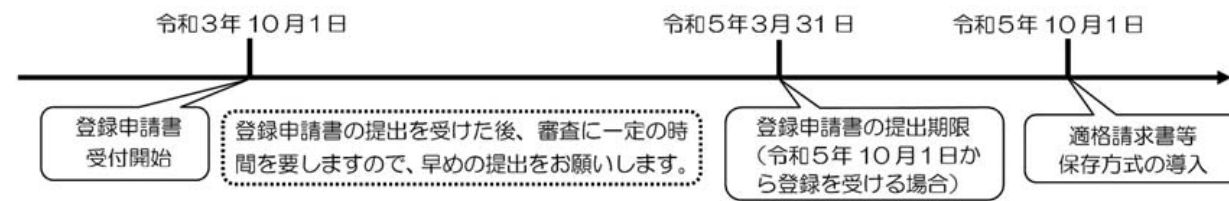
2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
※適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



《適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関する問合せ先》

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は専用ダイヤルで受け付けております。
専用ダイヤル ☎0120-205-553(無料)
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日除く)
- 適格請求等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税のインボイス制度」をご覧ください。

